



平成29年8月 発行

〒783-0055

高知県南国市双葉台 7 番地 1

一般社団法人高知県森林整備公社

TEL (088) 862-4180

FAX (088) 862-4181

e-mail kssk@kochissk.jp

URL <http://kochissk.jp/>

■ 経 営 方 針

公社は、森林資源の保続培養及び森林の持つ公益的機能の維持増進を図るとともに、計画的な林業活動を通じて山村における就労機会の創出、林業事業体の育成など山村経済の振興への貢献に取り組んできました。

しかし、公社経営は、木材需要の低迷や木材価格の下落などにより、非常に厳しい状況にあります。そういう中、平成24年2月に高知県森林整備公社経営検討委員会の「経営改革プラン」が提言され、今後の公社のあり方が示されました。

これを受け、公社は「第10期経営計画（経営改善実行計画）」を平成24年11月に策定し経営改善に取り組むとともに、平成29年2月には第10期経営計画の成果と課題の検証を踏まえて、平成29年度から5ヶ年の「第11期経営計画（経営改善実行計画）」を策定しました。

平成29年度は、この計画の初年度であるため、計画策定期となる前年度に行った森林資産の査定により策定したそれぞれの事業地の経営方針に基づき、土地所有者の意向の確認を行い前年度までの取り組みを踏まえ、分収割合の見直しをさらに進めるとともに、引き続き権利関係者の整理などを行います。併せて、民間事業体への管理委託の推進や「非経済林」の契約解除にも取り組みます。

また、事業活動収支差額の黒字化を達成するため、一層の経費削減に努めるとともに、基盤整備と併せた利用間伐215haの実施において早期発注等による効果的な間伐収入の確保、さらに契約期間満了の事業地の立木販売による主伐収入の確保などに積極的に取り組みます。

公社は、経営改革を積極的に進めながら、本格的な主伐期に向け、計画的・安定的な木材生産を行うことにより、県内の林業・木材産業に貢献するとともに、収益性を重視した事業展開を行い、恒常的な事業活動収支差額の黒字（既往借入金の金利負担を除く）の常態化を図り、借入金に依存しない長期的な経営収支の改善に向け、積極的に取り組んでいきます。



改田公社営林地（幡多郡黒潮町）



■ 平成28年度の経営改善等の取り組みについて

平成24年度に策定した第10期経営計画（経営改善実行計画）に基づいて、契約期間満了に伴う主伐（立木販売）や、利用間伐の積極的な取り組みを行うとともに、効率的な森林管理の実施や、一般管理費の節減等の取り組みを行いました。

その結果、昨年度に引き続き事業活動収支の黒字化を継続するなど、第10期経営計画の目標を達成することができました。

平成28年度の主な取組成果は、以下のとおりでした。

(1) 事業活動収入

①木材販売等収入 (主伐103ha 利用間伐152ha) 156百万円

(2) 事業活動支出

①森林整備地域活動支援交付金の活用 (有利な制度資金の活用)	対象面積 750ha
	交付金額 6百万円

(3) 事業活動収支

(4) 非経済林の契約解除の推進

①契約解除（スギ・ヒノキ）	契約面積 80ha(4団地)
②契約解除（クヌギ）	契約面積 14ha(2団地)

(5) 分割合等変更

①契約変更	契約面積 15ha(8件)
-------	------------------

平成28年度の公社営林、教育の森造林、センター造林における造林事業実績は、表1のとおりでした。

別表1

平成28年度 公社営林等造林事業市町村別実績

市町村	公社営林等		
	保育(ha)	路網(m)	事業費(円)
室戸市	18.45	1,068	12,302,280 古田・スカマ谷
北川村	0.00	0	486,000
安田町	15.60	640	17,958,240 小家ノ畠
安芸市	18.61	300	4,816,800
香美市	13.91	61	7,229,520 ホリコ谷
中土佐町	10.71	534	10,746,000 粟ヶ崎山・黒岩山
梼原町	5.30	0	4,426,920 中ヶ市
四万十町	0.00	603	21,568,356
黒潮町	55.96	6,906	60,049,382 南足川山・改田・南サコ山・引地山・ゴソノ尾・カサツクリ谷山・甚吉ザコ・甚吉ザコ ²
四万十市	17.13	1,936	18,075,960
三原村	7.03	922	5,267,160 カラ谷山
宿毛市	46.75	14,272	39,547,280 カマガラ・ホヲセン畑
土佐清水市	26.87	3,017	24,150,960 外木戸・イサキヒラ
大月町	5.88	0	1,203,120
計	242.20	30,259	227,827,978

■ 主伐

平成28年度は、4団地（造林面積103.29ha）を販売しました。

販売予定団地につきましては、公社のホームページで閲覧することができます。



峠ヶ谷公社営林地
(高岡郡梼原町)



ツユガ谷公社営林地
(安芸郡東洋町)



ナカスカ公社営林地
(四万十市)

■ 分割合等の見直し

平成24年度から、分割合等の見直しに取り組んでおります。今後も分割合等の見直しに取り組んでまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

平成29年6月末現在

	契約変更同意件数	変更契約締結数
分 割 合 を 変 更	178件	141件
間伐収入分配を変更	88件	70件
合 計	266件	211件

※1 分割合を変更：土地所有者の分割合40%→30%（市町村は10%）

※2 間伐収入分配を変更：分割合は変更しないが、間伐による収入は全て公社の収入とする。



■ 第11期経営計画書（経営改善実行計画書）を策定しました

平成28年8月に有識者や林業関係者等を委員とする高知県森林整備公社経営計画検証等委員会を設置し、同委員会からの意見等を踏まえながら、「高知県森林整備公社の経営改革プラン」に沿った「第11期経営計画（経営改善実行計画）」（平成29年度から平成33年度まで5ヵ年計画）を策定しました。

計画の編成に当たっての基本的な考え方

1 収穫事業

- 主伐は、原則として立木販売を主体に実施します。
- 利用間伐は、素材販売を主体に実施します。

2 森林整備事業

- 保育は必要性を検討し、事業地を厳選して実施します。
- 路網の整備は費用対効果を十分検討したうえで収穫事業予定地（利用間伐）を主体に計画します。

3 森林保護管理

- 公社営林地の境界の保全や、林況調査等による森林の適正な管理を行います。

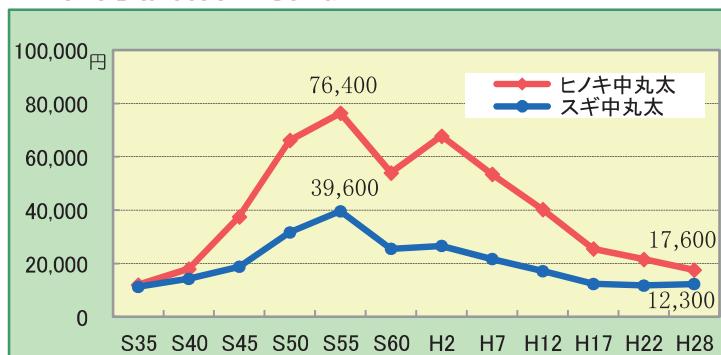
主な計画数量

(一般造林)

	主 伐	利用間伐	保育間伐
平成29年～33年度 計	613ha	1,182ha	157ha

第11期経営計画書（経営改善実行計画書）は、公社ホームページに掲載しております。

■ 木材価格の推移（全国平均）



国産材の丸太価格は、昭和55年をピークに長期に渡って下落傾向が続いており、平成28年はピーク時と比べると、スギ31%、ヒノキ23%の価格まで下落しています。

資料

林野庁「平成28年度 森林・林業白書」

■ 契約者の皆さんへ



相続・売買等によって契約者が交替する場合や、住所、氏名などに変更があったときは、公社までその旨連絡をお願いします。

また、相続や売買の時は、次の契約者に分収造林契約の内容を伝えさせていただきますようお願いいたします。



高知県からのお知らせ

森林所有者のみなさまへ…

ご存じですか？平成29年度間伐事業等の支援制度

施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫事業) 下表以外の作業種…造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道等

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	~25年生 (除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地	規定無 30%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林經營計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。	68%
	保育間伐	A: ~35年生 (保育間伐A) B: 林木制限なし (保育間伐B)	A: 不用木の除去、不良木の淘汰 B: 伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地			
	搬出間伐	~60年生 ※森林經營計画に基づく場合 搬出間伐は標準伐期前の2倍以下の林齢	不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積	0.1ha以上／施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林經營計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 -いすれも事前計画の提出が必要。(森林作業道の計画を含む)	
	更新伐	~90年生	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあれば木等の伐倒、搬出集積	0.1ha以上／施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①農・市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と結婚した場合、又は寄付や分取契約解除等により公有林化した森林で実施した場合に限る)。 ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施することを除くこと)、地方公共団体及び森林所有者と協定を結んだ場合に限る。)	
環境林整備事業	間伐	C: ~60年生 (保育間伐C)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上／施行地		保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林(72%) その他(36%)	

■木材安定供給推進事業(国庫事業) 下表以外の作業種…路網整備

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐材生産	~60年生	不良木の除去、不良木の淘汰、支障木やあれば木等の伐倒倒材、集材、搬出集積、積込	0.1ha以上／施行地	30%	①県が作成する休質強化計画に明記された「原本供給計画事業実施主体」のうち、市町村、森林所有者、森林組合等、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等、森林經營計画認定者等、特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者並びに知事が認める者 ②同一林班又は区域内に森林經營計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施工箇所を經營計画対象森林とすること。	定額 350円/ha+間接費以内

■みどりの環境整備支援交付金(県事業)…造林事業への嵩上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等	補助率
保育間伐	11~25年生	除伐: 不用木の除去(森林環境保全直接支援事業)	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A+B+C)とする。	定額 35,000円/ha
	11~35年生	保育間伐A: 不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)		定額 35,000円/ha
	11~45年生	保育間伐B: 伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業)		定額 30,000円/ha
	11~45年生	保育間伐C: 不用木の除去、不良木の淘汰(環境林整備事業)		定額 23,000円/ha

自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県事業) 下表以外に…路網整備(500~1,500円/m)など

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐	11~60年生	公益林保全整備事業(保育間伐)	0.1ha以上／施行地	30% 30% 20%	保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林 国庫補助事業の対象とならない森林	定額 80,000円/ha 定額 183,000円/ha 定額 122,000円/ha
	31~60年生	森林整備支援事業(搬出間伐)	0.1ha以上／施行地			

※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限ります。

再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県事業)…造林事業への嵩上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	補助要件等	補助率
再造林 シカ被害防護施設 下刈り(隔年)	造林補助事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一緒に実施するものとする。	22%以内(造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。)

注意！：上記の事業を実施した場合には転用制限期間(5年又は10年)がありますので、山林を開発、転売、皆伐などを計画する場合は、必ず下記のお問い合わせ先へ連絡してください。

お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部木材増産推進課(間伐担当) 088-821-4602

安芸林業事務所 0887-34-1181 中央東林業事務所 0887-53-0655

横北林業振興事務所 0887-82-0162 中央西林業事務所 088-893-3612

須崎林業事務所 0889-42-2371 姪多林業事務所 0880-35-5977

みどりの環境整備支援交付金と公益林保全整備事業には、みなさまからお預かりした森林環境税が活用されています。



■もししくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。